

高山市学校給食センター整備等PPP手法検討調査及びアドバイザー業務委託
仕様書

1 業務委託の目的

本市における学校給食施設の配置方針および整備方針に基づき高山市学校給食センター（以下「高山センター」という）を整備するにあたり、事業手法や事業範囲等の整理、民間事業者の参加意向調査、VFM（財政負担軽減効果）の算定等を行い、PPP手法の検討を行うとともに、当該施設の整備及び管理運営の実施に向けた事業者選定を適正かつ確実に行うために必要となる技術、法務、財務等専門知識の提供及び各種資料の作成・公表、事業者選定委員会の運営支援など一連の支援を実施する総合的アドバイザー業務を委託する。

2 業務委託の内容

- ・ 受託者は、次の「（１）PPP手法検討調査」業務及び「（２）アドバイザー業務」を遂行するものとする。
- ・ （１）PPP手法検討調査の業務で示された結果を元に、委託者が庁内の意思決定及び議会協議を経て、PPP事業手法を決定する。（決定時期：令和6年12月予定）
- ・ 委託者によるPPP事業手法の決定が予定時期よりも遅れた場合は、（２）アドバイザー業務のスケジュールの変更について、委託者と受託者により協議を行う。
- ・ 決定した事業手法により、（２）アドバイザー業務①～⑬に示す業務のうち遂行の必要がないと判断されるものについて委託者と受託者により協議を行い、必要に応じて変更契約を行う。
- ・ （２）の業務については、委託者より指示を受け開始する。
- ・ （１）及び（２）の各業務については「高山市学校給食センター整備等PPP手法検討調査及びアドバイザー業務委託工程表（予定）」に示す方法により進める。
但し、各業務ごとのスケジュールや順序については、委託者の事業提案により変更することを可能とする。

（１）PPP手法検討調査

①基本情報の収集・整理

市内の各学校給食センター及び配食対象の各小中学校の現状を把握するとともに、以下方針に基づくPPP手法検討を行うにあたり、必要となる基本情報の収集・整理を行う。

【配置方針】

- ・ 高山センターの整備にあわせて、清見センター、久々野センター、一之宮センターを廃止し、高山センターに統合する。
- ・ 荘川小中学校は、高山センターからの配送では、調理後2時間以内の喫食ができないため、新たに荘川センターを整備する。（令和6年度竣工予定）
- ・ 本郷小学校、栃尾小学校、北稜中学校は、高山センターからの配送では、調理後2時間以内の喫食ができないため、引き続き本郷センターの利用を継続する。
- ・ 古川国府給食センターは、当面の間運営を継続するが、国府小中学校の学校給食を高山センターから供給することについて、一部事務組合構成員である飛騨市と協議する。

【整備方針】

〔場所〕 高山市公設地方卸売市場跡地（高山市問屋町地内）

〔規模（想定）〕 調理能力 7,000食
（最大、国府小中学校含む）

敷地面積 約7,000㎡

建築面積 約2,600㎡

〔機能〕

（1）安全・安心な学校給食が提供できる施設

子どもたちが安心して学校給食を食べることができるよう、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」や国際的なガイドラインに基づく衛生管理手法「HACCP（ハサップ）」に基づき衛生管理の徹底を図り、安全・安心な学校給食を提供できる施設とする。

①衛生管理及び危機管理の徹底と作業効率に配慮した安全で快適な施設

- ・汚染作業区域、非汚染作業区域の明確化及び専用の前室（除菌室、エアージャワー）の設置
- ・給食エリアのドライシステム方式の導入
- ・調理場環境の最適化の保持（温度25度以下、湿度80%以下）
- ・作業動線を考慮した調理場施設及び設備の配置
- ・適温が保持できる食缶類の導入
- ・学校給食衛生管理基準に定める調理後2時間以内の喫食の遵守

②食物アレルギーに対応した施設

- ・食物アレルギー対応専用調理室の整備
- ・冷凍冷蔵庫や調理器具等食物アレルギー専用機器・器具の整備

（2）魅力ある学校給食が提供できる施設

子どもたちが学校給食を楽しむことができるよう、栄養バランスに配慮し、郷土の味や四季折々の地場産食材を取り入れた献立により、魅力ある学校給食を提供できる施設とする。

①栄養バランスのとれたおいしい学校給食が提供できる施設

- ・炊飯機器の導入による米飯給食献立の充実
- ・伝統食や行事食を活用した学校給食の提供

②安全・安心な地場産食材を使用し、地産地消を推進する施設

- ・公設地方卸売市場等と連携した地場産食材の購入
- ・生産者等と連携したオーガニック給食に必要な食材供給

（3）食育の推進活動に貢献できる施設

高山センターを食育の拠点と位置づけ、子どもたちが健全な食生活を送ることができるよう、学校給食を生きた教材として活用し、子どもたち自身の「食」に関する知識を深めることができる施設とする。

①食育に関する啓発や情報発信ができる施設

- ・施設内での見学スペースの設置、研修室、調理実習室、体験展示コーナー等の整備
- ・ホームページ等を活用した食に関する啓発や情報発信
- ・協力団体等と連携した学校給食を通じた子どもの健全育成



②地域や学校との連携による食育推進へ向けた施策の充実

- ・学校給食訪問等を活用した栄養教諭等による食に関する正しい知識の教育
- ・子どもたちが考案した給食献立の募集及び提供
- ・市民を対象とした親子料理教室、学校給食試食会、職場体験事業等の実施
- ・公設地方卸売市場等と連携した食品流通の仕組みなどの情報発信

(4) 省エネルギー・環境に配慮した施設

省エネルギー・環境に配慮するとともに、周辺住民への臭気、騒音及び水質保全対策など生活環境の保全に配慮した施設とする。

①循環型社会の実現や省エネルギー化に取り組む施設

- ・省エネルギー機器（LED照明等）や高耐久性建築部材、太陽光発電の活用
- ・下処理時の残りかす等の堆肥化の取組による生ごみの減量化や資源の循環利用
- ・学校給食配送車における充電式や水素エンジン型の更新等、環境に配慮した車両導入

②周辺環境に配慮した施設

- ・周辺住民への臭気、騒音及び水質保全対策など生活環境の保全
- ・敷地内の緑地の確保や車両出入り口の安全確保

(5) 防災機能を備えた施設

災害に備えた施設にするとともに、災害時における食料供給施設となる施設とする。

①災害に強い施設（耐震化、耐火構造化）

- ・給食センターの耐震化・耐火構造化

[スケジュール（予定）]

令和6年度	PPP手法検討調査及びアドバイザー業務委託
令和7年度	アドバイザー業務委託、PPP業務委託の公募・選考調査
令和8年度	建設工事
令和9年度	建設工事、供用準備、供用開始

②事業計画（業務内容、基本計画図、運営・維持管理計画）

上記①で収集・整理した基本情報に基づき、高山センターに求められる機能及びセンターを稼働する上で必要な維持管理・運営業務を整理し、施設の基本仕様及び性能について検討する。

なお、ここでまとめた基本仕様及び基本性能、維持管理・運営業務等については、「⑤概算事業費及びVFMの算出」のための根拠とする。

③事業手法及び導入パターンの検討

従来方式、設計・施工一括発注方式（DB方式）、設計・施工・維持管理一括発注方式（DBM方式）、設計・施工・維持管理・運営一括発注方式（DBO方式）及びそれらの一括発注方式に民間資金を活用して事業を実施する方式（PFI手法：BTO方式、BOT方式他）等により実施する場合の事業範囲、事業期間、官民の役割分担及びリスク管理等について検討・比較を行い、本事業に適した事業方式の検討を行う。

④事業スキーム及びスケジュールの検討

③の比較検討を踏まえ、想定される事業方式について、サービス対価の支払い方法等の留意事項を整理した上で、事業スキーム及びスケジュールの検討を行う。

⑤概算事業費及びVFMの算出

上記②に基づき、概算事業費を算出する。概算事業費については、事業手法を従来手法によるものとして設計・施工を分離する方法とし、維持管理・運営にかかるライフサイクルコストとして竣工から15年分を算定する。

また、算定額を実質的な予定価格またはPPP導入を検討する際のVFM算定の根拠とし、従来方式とPPP手法について、公的財政負担の見込額を算出・比較し、VFMを試算・評価する。

なお、施設整備においては、以下の財源の活用を検討する。

【財源】

〔国庫補助金〕

ア：学校施設環境改善交付金（学校給食施設）

補助率 1／3

〔地方債〕

イ：学校教育施設等整備事業債

ウ：公共施設最適化事業債

⑥サウンディング型市場調査

事業内容及び事業手法に係る検討にあたり、設計から運営までの業務に携わる民間事業者を対象とした調査（アンケート、ヒアリング等）を実施することにより、民間事業者の事業への参入可能性を把握し、その意見の反映を図る。

高山市公共施設整備等官民連携（PPP）導入検討方針に定める基本姿勢「市内事業者の参画」及び「市民の雇用促進」に配慮した内容とする。

⑦事業手法の総合的な評価

定量的な評価（VFM等）と定性的な評価を行い、本事業に対し適切なPPP手法の選定を総合的に評価・比較する。

⑧資料の提供及び委託者が行う庁内会議への出席

委託者が、学校給食センターの整備等に用いるPPP手法を決定するために行う庁内の検討委員会等において、①～⑦の業務の資料を委託者の要請に応じて提供すること。また、必要に応じて委託者から要請があった場合は、会議に出席し資料の説明を行うこと。

⑨報告書の作成

検討成果を報告書としてまとめ、令和6年12月28日までに提出すること。

(2) アドバイザリー業務

受託者は、委託者によるPPP事業者決定（令和7年12月）や、施設の供用開始（令和9年度内）が円滑に進むように下記の業務を遂行すること。

①実施方針（基本方針）の策定支援

（1）の業務においてPFI手法が最適な事業手法と評価した場合、PPP事業の選定に関する事項、事業者募集や選定、リスク分担に関する事項等を整理した上で、公募資料の基礎となる実施方針（基本方針）案を検討・作成する。

PFI以外の官民連携手法（DB等）が最適な事業手法と評価した場合は、事業実施にかかる基本方針を取りまとめる。

②PPP事業の選定にかかる資料の作成支援

（1）の業務による結果を踏まえ、最適なPPP手法の選定理由を整理し、事業手法選定公表案を作成する。

③公告、入札説明書、様式集の作成支援

本事業の事業内容の詳細や事業者選定スケジュール、選定方法、参加資格要件、リスク分担等を示した入札説明書、契約書案、様式集等を作成する。

④入札説明書等の公表、質問への回答の作成支援

③で作成した入札説明書等に対する民間事業者からの質問・意見等についての取りまとめ、質問に対する回答案を作成する。

⑤要求水準書の作成支援

本事業の設計、施工、維持管理、運営の各段階において、民間事業者が満たすべき基本的要件やサービス水準等を整理し、民間事業者の創意工夫、ノウハウ等を最大限に発揮できるような要求水準書案を作成する。

⑥実施方針等の公表、説明会の開催、質問への回答の作成支援

実施方針（基本方針）及び要求水準書等に係る民間事業者からの質問・意見等を整理し、回答書案の作成や、同方針等の修正の検討などに加え、事業者説明会等の開催補助・支援を行う。

⑦基本協定書、事業契約書の作成支援

市及び落札者の義務、落札者が設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）の設立・出資に係る義務、コンソーシアムの組成に係る義務、事業契約締結までの手続きを整理し、基本協定書案、事業契約書案及び借地権設定契約書案を作成する。

⑧落札者決定基準の作成支援

落札者をプロポーザル方式により選定する予定であることから、審査を実施するための評価項目や評価視点、配点等を整理し、落札者決定基準案を作成する。

⑨事業者選定委員会の運営支援

事業者選定委員会において、議題提案、資料作成等の開催及び運営支援等を行う。
なお、事業者選定委員会における外部有識者の謝礼等経費は、本業務に含む。

⑩民間事業者の選定支援

民間事業者の参加受付、対話の実施、提案書の整理・審査等を支援する。

⑪審査公表資料の作成支援

事業者選定委員会における審査結果を踏まえ、審査公表に係る資料の作成を支援する。

⑫基本協定、事業契約締結等の支援

実施方針等に対する民間事業者からの質問・意見等を踏まえ、民間事業者の履行业務内容、契約の終了及び債務不履行、法令変更及び不可抗力発生時の取り扱い等を検討し、事業契約書を作成する。

S P Cの設立・出資に関する条件、事業契約締結までの手続等を整理し、基本協定書案を作成する。

⑬打合せ、協議報告書の作成

本業務の実施にあたり、本市職員と打ち合わせ、協議を行うほか、必要に応じて随時電話及び電子メール等の手段を用いて協議するとともに報告書をまとめる。

3 労働環境

- (1) 受託者は、本業務に従事する者に対して、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等労働社会保険諸法令その他の本契約に適用される法令に基づく労働者に対する法令上の責任を負い、受託者の責任で労働管理を行い、従事者の労働災害について受託者の責任と費用で処理しなければならない。
- (2) 雇用に当たっては、雇用契約を締結し、必要に応じて雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入するなど、労働基準法、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、その他関係法令を遵守した雇用形態とすること。
- (3) 委託者は受託者が本業務へ従事する者への給与等の債務の支払いが遅延する等、適切な委託業務の遂行に影響があると判断できる場合は、受託者に事情や財務状況の報告をさせることができる。
- (4) 地震、火災、疫病、その他当事者の合理的支配を超える不可抗力により、本業務の全部又は一部が履行不能となった場合、受託者の責任を免除する。

4 定例報告会の開催

受託者は、委託者と業務の進捗状況報告、課題の整理、業務改善提案等を行うための定例報告会を業務月報の提出後毎月行うものとし、委託者と受託者双方によるディスカッションを重ね、目的達成に向けた業務改善を行う。また、臨時的に報告会を開催する必要があると委託者が認める場合は、その都度開催するものとする。

なお、議事録は受託者が作成し、遅滞なく委託者に提出するものとする。

5 損害賠償等

- (1) 受託者は、委託業務に対して、委託者及び第三者に及ぼした損害を含み、受託者の責に帰すべき事由により発生した損害については、受託者が負担すること。

(2) 損害に伴い、委託者又は第三者の名誉信頼を損なうに至った場合は、受託者は、その回復に努めなければならない。

6 委託料の支払方法

委託料の支払については、2（1）の業務完了後に請負代金内訳書の金額（契約金額の50%を上限）、残額については2（2）の業務完了後にそれぞれ支払うものとし、各支払い前に検査を行ったうえで受託者が提出する請求書に基づいて支払いを行うものとする。

なお、本契約の契約期間中に、契約金額のうち消費税及び地方消費税は、消費税法の改正により税率が変動した場合、経過措置が適用される場合を除き、変更後の税率を適用する。

7 再委託の禁止

受託者は、原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとする。ただし、業務の遂行のため合理的に必要な範囲内で、委託者の事前の承認を得ることを条件に再委託することができる。

その場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるものとする。

8 委託内容の変更

委託者の組織改正や事務分掌の変更等により、委託する内容に変更が生じる際は、委託者及び受託者で協議するものとする。

9 その他

受託者は、本仕様書に基づく一切の義務を遵守するとともに、高山市学校給食センター整備等PPP手法検討調査及びアドバイザー業務委託に係るプロポーザル公募時に提出した企画提案書の記載事項の全てを実施することについて責任を負うものとする。また、この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、委託者及び受託者で協議のうえ、別に定めるものとする。